

頁	正	誤
95	<p>「解答 66」の一部を修正する。</p> <p>解答 66 32,000円</p> <p>期限後特例申告書を提出した場合には、原則として関税法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、15%の無申告加算税が賦課される。ただし、当該期限後特例申告書の提出が、①その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、②その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、<u>同条第 5 項の規定に基づき</u>、その税率は 5%に軽減されることになっている。</p> <p>なお、本件の場合、納付すべき税額が 50 万円を超えているため、<u>原則として、同条第 2 項の規定に基づき</u>、当該超える部分に対しては無申告加算税率が 5%加重されることとなっているが、<u>本事例の場合には、前記①及び②の条件を満たしているため、同条第 5 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定は適用とならないこととされている。</u></p> <p>1 基本無申告加算税額の計算</p> <p>642,600円</p> <p>↓ 1万円未満の端数切捨て</p> <p>640,000円 × 5% = 32,000円</p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> <p>根拠規定：関税法第 12 条の 3 第 1 項、<u>第 2 項</u>、第 5 項</p>	<p>解答 90 39,000円</p> <p>期限後特例申告書を提出した場合には、原則として関税法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、15%の無申告加算税が賦課される。ただし、当該期限後特例申告書の提出が、①その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、②その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、その税率は 5%に軽減されることになっている。</p> <p>本件の場合、納付すべき税額が 50 万円を超えているため、当該超える部分に対しては無申告加算税率が 5%加重されることとなっている。</p> <p>1 基本無申告加算税額の計算</p> <p>642,600円</p> <p>↓ 1万円未満の端数切捨て</p> <p>640,000円 × 5% = 32,000円…①</p> <p>2 加重無申告加算税額の計算</p> <p>642,600円 - (基準額) 500,000円 = 142,600円</p> <p style="text-align: right;">↓ 1万円未満の端数切捨て</p> <p style="text-align: right;">140,000円</p> <p>140,000円 × 5% = 7,000円…②</p> <p>3 納付すべき無申告加算税額の合計</p> <p>① + ② = 39,000円</p> <p>根拠規定：関税法第 12 条の 3 第 5 項</p>

頁	正	誤
147	「解答 95」の一部を修正する。	
	<p>解答 95 314,500円</p> <p>1 期限後特例申告書に対する加算税の計算 (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 加重分の無申告加算税の扱い <u>期限後特例申告書に記載された関税額が基準額の50万円を超えた場合には、原則として、同法第12条の3第2項に基づき、当該超える部分に対しては無申告加算税率が5%加重されることとなっているが、本事例の場合には、本件期限後特例申告書の提出が税関からの調査通知が出される前に行われたものであるため、同条第5項の規定に基づき、同条第2項の規定は適用とならないこととされており、5%の加重はされない。</u></p> <p>2 期限後特例申告書の提出後にされた修正申告に対する加算税額の計算 (省略)</p> <p>イ 基本無申告加算税額の計算 $650,000円 \times 10\% = 65,000円 \dots ②$</p> <p>□ 加重分の無申告加算税額 $650,000円 \times 5\% = 32,500円 \dots ③$</p> <p><u>期限後特例申告書の提出により追加納付すべき基準額(50万円)を超えた関税額に対して課される加重加算税率(5%)は、本問題においては、上記1に記述したように、関税法第12条の3第5項の規定により賦課されないこととなっているものの、本件修正申告は、税関による調査通知を受けた後に提出されたものであるため、この修正申告税額全額に対して5%の加重無申告加算税が賦課される。</u></p> <p>ハ 上記加算税額の合計 $② + ③ = 97,500円 \dots ④$</p> <p>3 期限後特例申告とそれに続く修正申告に対する無申告加算税の合計 $① + ④ = 314,500円$</p> <p>根拠規定：関税法第12条の3第1項かっこ書、第2項、第5項</p>	<p>解答 95 506,500円</p> <p>1 期限後特例申告書に対する加算税の計算 (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 加重分の無申告加算税 <u>基準額を超えた額に対しては、加重分の5%が課される。</u> $4,346,800円 - (基準額 500,000円) = 3,846,800円$ <u>1万円未満の端数切捨て ↓</u> $3,840,000円$ $3,840,000円 \times 5\% = 192,000円 \dots ②$</p> <p>ハ 上記加算税の合計 $① + ② = 409,000円 \dots ③$</p> <p>2 期限後特例申告書の提出後にされた修正申告に対する加算税額の計算 (省略)</p> <p>イ 基本無申告加算税額の計算 $650,000円 \times 10\% = 65,000円 \dots ④$</p> <p>□ 加重分の無申告加算税額 $650,000円 \times 5\% = 32,500円 \dots ⑤$</p> <p><u>基準額は、上記1の計算で既に勘案されているため、この修正申告に係る加算税額の計算においては控除しない。</u></p> <p>ハ 上記加算税額の合計 $④ + ⑤ = 97,500円 \dots ⑥$</p> <p>3 期限後特例申告とそれに続く修正申告に対する無申告加算税の合計 $③ + ⑥ = 506,500円$</p> <p>根拠規定：関税法第12条の3第1項かっこ書、第2項、第5項</p>